

請 願 番 号	1	受理年月日	平成 2 6 年 2 月 1 4 日
件 名	後期高齢者医療保険料の大幅引き下げを求める請願		
紹 介 議 員	工 藤 薫		
〔請願趣旨〕 埼玉県内の 7 5 歳以上の高齢者は 6 8 万人を超え、全人口の 9 . 2 1 % を占めるに至っています。戦前・戦中・戦後の苦難の時代を身を粉にして働きつづけ、家族と社会のために尽くしてきた高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは政治の責任です。 県内高齢者（ 7 5 歳以上）の所得は、年金 8 0 万円以下が 1 3 万人、均等割 2 割～ 7 割の法定減免が 2 1 万 6 千人を数えるなど、約半数が法定減免者で占められているのが現状です。県後期高齢者医療の保険料は平均 7 万 5 , 2 3 6 円と全国 7 番目に高く、保険料滞納者が 1 万 4 , 0 3 5 人（平成 2 4 年度末現在）にのぼるなど、高齢者にとって大きな負担となっています。 ところが先に開催された第 4 回埼玉県後期高齢者医療懇話会では、次期保険料について「剰余金 8 2 億円のうち 6 7 億円を使い、財政安定化基金は温存する」という内容の提言をまとめました。懇話会で了承された保険料改定案では、軽減後の一人当たりの平均保険料は 7 万 5 , 2 3 0 円で、「現行より 6 円の引き下げ」となっています。 生活物資の値上げ、年金の減少、消費税の増税など、高齢者のくらはますます厳しくなっています。提言でも「年金の特例水準解消のための段階的な引き下げや逆進性を伴う消費税率の引き上げも予定されるなど、高齢者の生活は、今後、一段と厳しいものとなることが予測される」と述べています。 高齢者のくらしの実態を十分考慮され、剰余金の全額と財政安定化基金を可能なかぎり取り崩して、保険料を大幅に引き下げるよう強く要望します。 〔請願事項〕 1、平成 2 6 年度・平成 2 7 年度の後期高齢者医療保険料を大幅に引き下げること。			